

「国民健康保険料決定通知書および封筒」仕様書

1	物件名称	国民健康保険料決定通知書および封筒 (通知書、封筒)
2	品質・形状・寸法又は型式	別紙「特記仕様書」のとおり
3	グリーン物品の指定	指定しない
4	数量 (単価契約の場合は予定数量)	別紙「印刷内訳書」のとおり
5	納入期限	令和8年3月31日 ただし、各種1,000枚(封筒2、封筒4を除く)を令和8年2月28日までに納入すること。 この1,000枚は納入物の枚数に含みます。
6	納入場所	民生局健康部健康保険課
7	特記事項	原稿については契約後にExcel形式で最新のものを渡す。
8	契約方法	総価契約
9	支払方法	納入後、一括払い
10	その他事項	「見本」は契約課窓口にて提示していますが、入用の場合は「11 連絡先 健康保険課保険料係」までお問い合わせください。(仕様書に対する質問がある場合は、質問書送付マニュアルに沿って、本市指定の書式で質問書を作成し、質問書締切日時までに電子メールで送付してください。) その他この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	健康保険課保険料係 許斐・松下 046-822-8233(直通)

指示事項

グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。
--------	---

## 印刷内訳書

(税抜き)

No.	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン物品 指定の有無	単位	数量	単価(円)	金額(円)
1	国民健康保険料決定 通知書1(月例)	特記仕様書のとおり	無	枚	44,000		
2	国民健康保険料決定 通知書2(当初)	特記仕様書のとおり	無	枚	60,000		
3	封筒1(決通用 区内)	特記仕様書のとおり	無	枚	91,000		
4	封筒2(決通用 後納)	特記仕様書のとおり	無	枚	9,000		
5	封筒3(督促用 区内)	特記仕様書のとおり	無	枚	80,800		
6	封筒4(督促用 後納)	特記仕様書のとおり	無	枚	9,600		

※単価、金額欄は、契約者が記入する。

# 国民健康保険料決定通知書および封筒 特記仕様書

## 1、通知書

### ①通知書の仕様

通知書の仕様は、下表のとおりです。

サイズ	11.5インチ×420mm
用紙等 (通知4)	上質紙70kg 1色刷り
加工等	中央に縦ミシン目、スプロケットホール

### ②通知書の枚数

通知書の種類ごとの枚数は、下表のとおりです。

通知書の種類	全体の大きさ	枚数	使用時期	備考
通知1	横420mm 縦11.5インチ	44,000枚	R8.4~R9.5	
通知2	横420mm 縦11.5インチ	60,000枚	R8.6	

### ③原稿の受け渡し

- 原稿は、契約後にExcel形式の最新のデータを、市が納入業者に渡すものとする。
- 公印の印影は、別途、配布したものを使用すること。

### ④校正

- 本印刷を行う前に校正(最大3回)を行うこと。  
なお、通知書の記載内容は、国民健康保険法の改正等により、本仕様書と異なる場合があります。

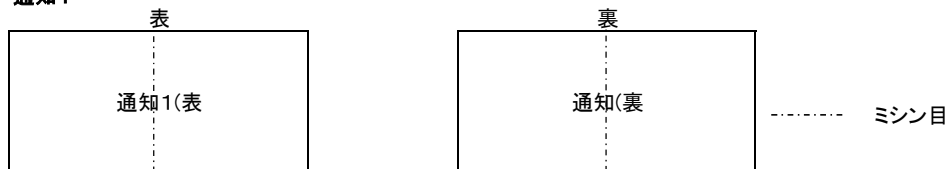
### ⑤納品

- 納品は、下記の通知書の種類ごとに通知書をビニールで梱包し、ダンボール箱に詰めること。
- 納品するダンボール箱には、ラベルを貼り、そのラベルに上記②の通知書の種類ごとに通し番号と用紙枚数を記入すること。
- 1箱あたりの梱包枚数は、下表のとおりとすること。

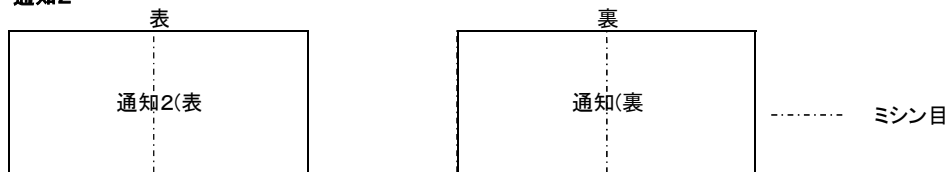
通知書の種類	1箱あたりの梱包枚数
通知1	1500~2000通
通知2	1500~2000通

### ⑥通知書の用紙枚数及び配置パターン

#### 通知1



#### 通知2



## 2、封筒

### ①封筒の仕様

封筒の仕様は、下表のとおりです。

サイズ	封筒1、封筒2 : 23.1cm×12.0cm 封筒3、封筒4 : 22.4cm×12.0cm
用紙等	<ul style="list-style-type: none"> <li>古紙が配合されていること。</li> <li>1色刷りで、裏地紋を入れること。</li> <li>紙質 プラ窓専用紙:片艶晒(かたつやさらし)使用。紙厚55kg</li> <li>用紙は55kg相当のプラ窓用原紙を使用し、通知書を封入した状態での郵送に耐えられること。</li> </ul>
加工等	<ul style="list-style-type: none"> <li>封筒にプラ窓をつけること。(プラ窓のサイズ及び位置は下表のとおり。)</li> <li>プラ窓は、カスタマーバーコードの読み込みに支障がない状態とすること。</li> <li>長い方の辺から封入できるようにし、のりしろ部分にアラビアのりを付けること。ペロサイズ 3.4cm</li> <li>「区内特別」または「料金後納」のマーク、市役所の連絡先、封入物名等を市が指定する位置に印刷すること。</li> <li>封筒の形状は、内カマス貼とすること。</li> </ul>

### ②封筒の枚数とプラ窓の仕様

種類	枚数	プラ窓のサイズ	プラ窓の位置	備考
封筒1(決通) (区内特別)	91,000枚	横 11.3cm 縦 6.5cm	左辺より2.0cm 右辺より9.8cm 上辺より2.3cm 下辺より3.2cm	
封筒2(決通) (料金後納)	9,000枚	横 11.3cm 縦 6.5cm	左辺より2.0cm 右辺より9.8cm 上辺より2.3cm 下辺より3.2cm	
封筒3(督促) (区内特別)	80,800枚	横 9.4cm 縦 6.8cm	左辺より2.2cm 右辺より10.8cm 上辺より1.3cm 下辺より3.9cm	
封筒4(督促) (料金後納)	9,600枚	横 9.4cm 縦 6.8cm	左辺より2.2cm 右辺より10.8cm 上辺より1.3cm 下辺より3.9cm	

### ③原稿の受け渡し

#### ④校正

#### ⑤納品

- 原稿は、契約後にExcel形式のデータを、市が納入業者に渡すものとする。
- 本印刷を行う前に、校正(最大3回)を行うこと。
- 納品する際は、封筒の種類ごとに分けて梱包すること。
- 封筒の「のりしろ部分」を折った状態で納品すること。
- ダンボール一箱あたりの枚数は、1,000枚とすること。
- ダンボールに、封筒の種類と枚数を記載したラベルを貼ること。

## 3、その他

### ①入札前の見本の掲示

- 見本は、契約課カウンター前の机に掲示します。





## ○保険料の決定

毎年6月に、その年の4月から翌年3月までの1年間の保険料を決定し、通知します。決定に際しては、加入者の年齢、人数及び加入者ごとの前年中の総所得金額等を基に決定し、翌年3月まで引き続き国民健康保険に加入するものとして算定します。ただし、年度内に75歳になる人は、75歳になる月の前月まで加入するものとして算定します。

## ○保険料の納期(納付書払・口座振替の場合) ※特別徴収の場合は表面「年金からの特別徴収について」をお読みください。

保険料は1年間分を6月から翌年3月までの10回払いで納付していただきます。

(例)年間保険料が120,000円の場合の月割・納付保険料												
月割	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保険料	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
納期	通常、4月と5月は納付がありません。	6月(1期)	7月(2期)	8月(3期)	9月(4期)	10月(5期)	11月(6期)	12月(7期)	1月(8期)	2月(9期)	3月(10期)	
保険料		12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円

なお、昨年度以前に遡った加入や所得の更正などにより、昨年度以前の保険料が新たに発生した場合は、その保険料は1回払いで納付していただきます。口座振替の人は、今年度と昨年度以前の保険料が同日に振替される場合がありますので、残高についてはご注意ください。

関連法令：国民健康保険法第76条、国民健康保険法施行令第29条の7、横須賀市国民健康保険条例第10条から第19条まで

## ○保険料の計算のしくみ ※保険者(市区町村)によって異なります。

年間保険料は、下記のA・B・C・Dの合計です。

- A 医療保険分
- B 後期高齢者支援金等賦課額
- C 介護納付金賦課額(40歳以上65歳未満の人のみ)
- D 支援納付金賦課額

A・B・C・Dは、それぞれ下記の1・2・3の合計です。

- 均等割額・・・加入者ひとりひとりにかかります。
- 平等割額・・・加入世帯、1世帯ごとにかかります。
- 所得割額・・・加入している人全員の所得に応じてかかります。前年の所得から基礎控除(最高43万円(令和2年度以前は最高33万円))を差し引いた額(千円未満切捨)に所得割利率を乗じて算出します。実際の保険料計算の明細については表面「国民健康保険料賦課計算明細」を、月々の納付額については「保険料の納付額」をお読みください。

## ○保険料(所得割額)の算定対象となる所得

地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額

## ○保険料(所得割額)の算定対象とならない所得

- 市県民税が分離課税されている退職所得
- 遺族年金、障害年金などの非課税年金等
- 健康保険等の保険給付金(傷病手当金等)
- 雇用保険の失業給付金等

## ○保険料(所得割額)の算定で控除対象とならない主なもの

- 雑損失の繰越控除

## ○保険料の減免について(申請が必要です。)

次の条件に当てはまる方は、申請により、一定期間保険料が減免される制度があります。

- 火災・震災・風水害等により、住居や家財等に相当の被害を受けたとき
- 失業・事業の休廃止、病気などで生活保護を受けるに相当するほど生活が困窮し、年間の収入見込み額が生活保護法の基準額の1.3倍以下のとき
- 被保険者が国民健康保険法第59条の規定により療養の給付の制限を受けたとき
- 社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移ったために、扶養されていた65歳以上の人が国民健康保険に入ったとき

## ○保険料の軽減について(申請は不要です。)

国民健康保険加入者全員の前年の所得金額の合計が一定以下の世帯については、次のとおり(均等割、平等割のみ)軽減します。

＊所得金額の合計には、擬制世帯主の所得や専従者控除額を含みます。(擬制世帯主とは国民健康保険の加入者ではない世帯主のことです。)

- 7割軽減・・・前年の所得金額が、43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の場合
- 5割軽減・・・前年の所得金額が、43万円＋29.5万円×被保険者数＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の場合
- 2割軽減・・・前年の所得金額が、43万円＋54.5万円×被保険者数＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の場合

これらの軽減は、前年の所得申告に基づいて判定されます。確定申告、もしくは市民税・県民税の申告をしていない人は軽減されませんので、申告をしてください。

## ○国民健康保険料の納付義務者について

国民健康保険法第76条及び横須賀市国民健康保険条例第10条により、保険料の納付義務者は世帯主と定められています。

そのため、加入者全員分の保険料を世帯単位で計算し、世帯主の方に、保険料の通知書を送付します。

＊世帯主の方が国保に加入していないときでも、納付の義務者は世帯主のため、世帯主の方に通知書を送付します。
＊国保の加入者については、「加入者の内訳」でご確認ください。
＊世帯主が国保に加入していない世帯について、保険料の納付状況など一定の条件により、国保加入者を世帯主に変更することができます。健康保険課または行政センターにお申出ください。

## ○不服申し立て及び取消訴訟について

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県国民健康保険審査会(神奈川県庁内)に対して審査請求をすることができます。

2 この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横須賀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。

- 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 処分等により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。

## ○保険料のしくみは年齢によって異なります

①40歳未満の人
国民健康保険料＝医療保険分＋後期高齢者支援金等賦課額＋支援納付金賦課額

②40歳以上65歳未満の人(介護保険第2号被保険者)
国民健康保険料＝医療保険分＋後期高齢者支援金等賦課額＋介護納付金賦課額＋支援納付金賦課額

＊年度の途中で40歳になる人の保険料
40歳になる月(1日が誕生日の人はその前月)分から介護納付金賦課額が賦課され、その翌月から介護納付金賦課額を合計した保険料で納付していただきます。(変更通知書を送付します。)

③65歳以上の人(介護保険第1号被保険者)
国民健康保険料＝医療保険分＋後期高齢者支援金等賦課額＋支援納付金賦課額

＊国民健康保険料と介護保険料は別々に納付していただきます。

＊年度の途中で65歳になる人の保険料
年度当初の保険料決定時に、65歳になる月の前月(1日が誕生日の人はその前々月)までの介護納付金賦課額と、医療保険分と後期高齢者支援金等賦課額と支援納付金賦課額の合計額を年間保険料として賦課します。

納期回数で年間保険料をあらかじめ均等に割るため年度途中で保険料が変更になることはありません。

## ○年間保険料

保険料は4月から翌年3月までの年間の保険料を計算し、6月から翌年3月までの10か月で納付していただきます。ただし、特別徴収の人は納付方法が異なりますので、表面「〇仮徴収とは」をご確認ください。

年度途中で加入脱退した人については、加入している期間に応じて保険料を計算しています(年間保険料のうち加入していない期間は保険料がかからない計算をしています)。

また、他市区町村から転入してきた人で、他市区町村に所得照会中の人は

## ○保険料を滞納していると

国民健康保険制度は、みなさんが納付した保険料と、国・県・市の補助金などで運営されています。保険料を滞納している場合には、次のような措置が取られます。特別な事情により、保険料の納付が困難なときは滞納のままにせずお早めにご相談ください。

督促状、催告書の送付	納期限までに保険料が納付されない場合、督促状、催告書が送付されます。	給付の制限	保険給付(療養費、高額療養費、葬祭費など)の全部または一部が差し止めとなり、滞納している保険料へあてる場合があります。
延滞金の徴収	滞納期限後に納付される場合、滞納期限の翌日から納付する日までの期間について、地方自治法第231条の3の第2項の規定により横須賀市国民健康保険条例第20条の2で定められた計算方法で算出した延滞金を保険料に加えて納付していただきます。	滞納処分	法律に基づいた滞納処分として、勤務先や取引先、金融機関等に給与や預金等の財産調査を受け、判明した財産(給与、売掛金、預金、不動産等)について差し押さえとなる場合があります。

## ○保険料の遡及賦課について

保険料は、資格を取得した月からかかりますが、2年以上前に遡って資格を取得したときは、最長で2年間の保険料がかかります。この場合、過年度の保険料は1回払いで納付していただきます。

関連法令：国民健康保険法第110条の2

### ○保険料更正の期間制限について

平成27年度分以降の保険料から、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後、保険料額の更正はできません。

1 当該年度における最初の保険料の納期は、保険料の徴収方法や資格取得日等によって世帯ごとに異なります。

2 資格取得日が当該年度第1期納期限以後の世帯は、世帯の資格取得日の翌日が起算日となり、起算日から2年を経過した日以後、保険料の更正はできません。
なお、被保険者の責めに帰することのできない事由によって、社会保険等に遡及加入した場合は、2年を経過した日以後であっても保険料の更正ができることがあります。

関連法令：国民健康保険法第110条の2

### ○基礎控除の金額について

令和3年度分以後の国民健康保険料及び令和3年8月療養分以後の高額療養費・高額介護合算療養費について、基礎控除の金額は合計所得額に応じた次の金額になります。

- 合計所得金額が2,400万円以下の場合・・・最高43万円
- 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下の場合・・・29万円
- 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下の場合・・・15万円
- 合計所得金額が2,500万円を超える場合・・・0円

## ○保険料の納付について

国民健康保険料の納付は、国民健康保険料納付書にて納期限までに納めていただく

納付書払(納付場所については、納付書裏面にある〇納めるところをご参照ください。)

と、みなさんが指定する口座(本市取扱金融機関のものに限ります)から毎月月末の日(月末の日が金融機関休務日の場合は、翌月の一番最初に金融機関が営業している日)

## 【便利な口座振替をおすすめします】

◎口座振替を利用すると、毎月の納付の手間が無くなり大変便利です。現在納付書で納付されている人へ、便利な口座振替をおすすめします。

【手続きに必要なもの】【手続きに必要なもの】
① 預貯金通帳
② 通帳使用の印鑑
③ 被保険者番号がわかるもの
【手続きできる場所】本市取扱金融機関(納付書裏面をお読みください。)、【手続きできる場所】本市取扱金融機関(納付書裏面をお読みください。)、市役所健康保険課、行政センター、役所屋(市民サービスセンター)

## ◎キャッシュカードで口座振替の申込手続きができます

キャッシュカードを専用の端末に通し、暗証番号を入力することで、簡単に口座振替の申込ができます。お手続きの方法は次のとおりです。

【対象金融機関】横浜、スルガ、りそな、三菱UFJ、三井住友、みずほ、神奈川、ゆうちょ(郵便局)の各銀行、湘南信用金庫、かながわ信用金庫、中央労働金庫、よこすか葉山農業協同組合

【手続きに必要なもの】

①対象金融機関のキャッシュカード(代理人カード等一部ご利用いただけないカードがあります。)②運転免許証等本人確認資料③被保険者番号が分かるもの

【手続きできる場所】



納付書在中

〔口座振替および特別徴収  
などの場合は除きます〕



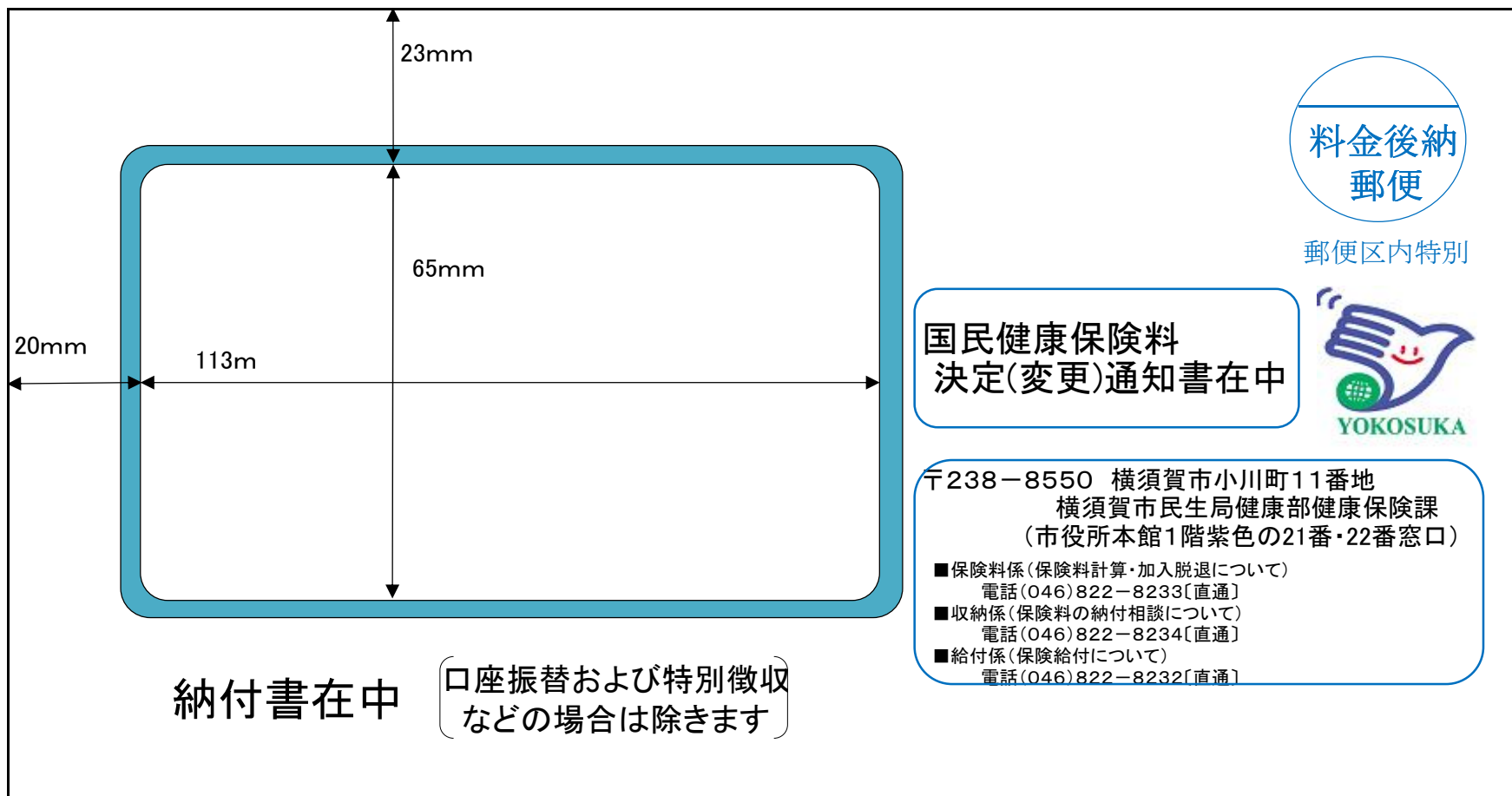
郵便区内特別

国民健康保険料  
決定(変更)通知書在中



〒238-8550 横須賀市小川町11番地  
横須賀市民生局健康部健康保険課  
(市役所本館1階紫色の21番・22番窓口)

- 保険料係(保険料計算・加入脱退について)  
電話(046)822-8233〔直通〕
- 収納係(保険料の納付相談について)  
電話(046)822-8234〔直通〕
- 給付係(保険給付について)  
電話(046)822-8232〔直通〕



封筒1(寸法入り)

料金後納  
郵便

国民健康保険料  
決定(変更)通知書在中



〒238-8550 横須賀市小川町11番地  
横須賀市民生局健康部健康保険課  
(市役所本館1階紫色の21番・22番窓口)

- 保険料係(保険料計算・加入脱退について)  
電話(046)822-8233[直通]
- 収納係(保険料の納付相談について)  
電話(046)822-8234[直通]
- 給付係(保険給付について)  
電話(046)822-8232[直通]

納付書在中

〔口座振替および特別徴収  
などの場合は除きます〕



**重要**

**必ず開封し内容を確認してください**

窓部分を分別しないでリサイクルできます



郵便区内特別

**国民健康保険のお知らせ**

〒238-8550

横須賀市小川町11番地  
横須賀市民生局健康部

健康保険課

収納係 電話〔直通〕(046) 822-8234



郵便区内特別

国民健康保険のお知らせ

〒238-8550

横須賀市小川町11番地  
横須賀市民生局健康部

健康保険課

収納係 電話〔直通〕(046)822-8234

重要

必ず開封し内容を確認してください

窓部分を分別しないでリサイクルできます

13mm

68mm

94mm

22mm

120mm

224mm

封筒3(寸法入り)



料金後納  
郵便

国民健康保険のお知らせ

重要

必ず開封し内容を確認してください

窓部分を分別しないでリサイクルできます

〒238-8550

横須賀市小川町11番地  
横須賀市民生局健康部

健康保険課

収納係 電話〔直通〕(046)822-8234